

東京大学科学研究行動規範委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、実験・観測・解析の手法を用いて科学研究に携わる東京大学の教職員及び東京大学の施設設備の利用者(以下「研究者」という。)を対象として、東京大学の科学研究における行動規範(以下「行動規範」という。)に違反する不正行為に対処し行動規範の遵守を促すための委員会の設置及び不正行為に対する措置等について定める。

(定義)

第2条 「実験・観測・解析」とは、機器等によるデータ計測の手法(シミュレーション、数値解析、統計解析及び野外実験を含む。)を用いて、理論若しくは仮説を試行し、又は検証し、観察・観測により新しい事実の発見を試みる研究をいう。

2 「不正行為」とは、研究成果の作成及び報告の過程において、悪意のない誤り及び意見の相違並びに当該研究分野の一般的慣行に従ってデータ及び実験記録を取り扱う場合を除き、次に掲げる行為をいう。

- (1) データその他研究結果の捏造、改ざん又は盗用
- (2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害(追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。)

3 「部局」とは、東京大学基本組織規則第21条及び第4章に規定する全学センター及び教育研究部局並びに附属病院をいう。

(科学研究行動規範委員会の設置)

第3条 第1条の趣旨に基づき、不正行為に対処するために科学研究行動規範委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総長が任命する理事である副学長をもって充てる。

4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育研究評議会の評議員 2名
- (2) 科学研究における行動規範について専門的知識を有する本学の教員 2名
- (3) 科学研究における行動規範について専門的知識を有する学外者 2名
- (4) 法律の知識を有する学外者 1名

5 前項各号に規定する委員の選任及び罷免は、教育研究評議会の議に基づき、総長が行う。

6 第4項第2号、第3号及び第4号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 委員会には、専門分野に応じた活動の適正を確保するため委員の活動を補佐する専門委員を置くことができる。

2 専門委員の活動は、委員会の活動とみなす。

3 専門委員は、委員長が委嘱する。

5 その他専門委員について必要な事項は、委員会において別に定める。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員及び専門委員は、本規則に基づく調査及び審理により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(不正行為の疑いの申立て)

第6条 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、何人も、申立書(別紙様式1)により、第13条に基づいて設置される窓口に応じた申立てを行うことができる。

(予備調査)

第7条 前条の申立てがあった場合には、関連する部局の長は、速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 部局の長は、予備調査を実施した場合には、結果を委員長に報告するとともに、結果の概要を申立者及び被申立者に通知しなければならない。

3 部局における予備調査の方法については、別に定める。

(調査)

第8条 委員会は、前条の予備調査の報告に基づき不正行為が存在すると思料する場合には、調査を行う権限を有する。

2 調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1) 関係者からの聴取

(2) 関係資料等の調査

(3) その他調査に合理的に必要な事項

3 関係者は、委員会の調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。

4 関係者は、委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。

5 関係資料の調査にあたっては、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料の隠滅が行われるおそれがある場合には、不正行為の疑いによる調査対象の研究者(以下「対象研究者」という。)の研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に係る機器・資料等の保全を行うことができる。

6 前項の措置をとる場合には、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に対象研究者が所属する部局の長の承諾を得るとともに、事後に教育研究評議会に報告しなければならない。

7 一時閉鎖した研究室の場所の調査及び保全された機器・資料等の調査を行う場合には、対象研究者が所属する部局の長が指名する教員2名の立ち会いを必要とする。

(審理及び裁定)

第9条 委員会は、不正行為の有無及び程度について審理し裁定を行う。

2 裁定を行うにあたっては、対象研究者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 委員会は、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる措置をとることができる。

(1) 懲戒事由等に該当する可能性のある場合、総長及び部局の長への報告

(2) 教育研究活動の停止措置等に関する総長又は部局の長への勧告

- (3) 研究費の使用停止・返還措置等に関する総長又は部局の長への勧告
- (4) 定期的な報告の義務付け等委員会による継続的な指導
- (5) 研究資金提供機関・関連論文掲載機関・関連教育研究機関等への通知及びこれらの機関との協議
- (6) その他不正行為の排除のために必要な措置

4 裁定の概要は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として公表する。公表事項について対象研究者の意見がある場合には、その意見もあわせて文書により公表するものとする。

5 委員会は、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。その措置の種類については、別に定める。

(申立者及び調査協力者の保護)

第10条 不正行為に関する申立者及び調査協力者に対しては、申立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行う。

2 悪意により虚偽の申立てを行った者については、教職員就業規則等に照らして必要な措置を講ずる。

(関係機関との連絡協議)

第11条 委員会は、必要に応じて、外部の機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。

(啓発活動)

第12条 委員会は、部局と協力して、不正行為の予防のために、研究者への倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。

(窓口の設置)

第13条 委員会は、不正行為に関する申立てや情報提供及びこの規則にかか